

郵便等による不在者投票制度のお知らせ

身体に重度の障害がある方のため、自宅等で郵便等により投票できる制度があるのをご存じですか。次に該当する方は、この郵便等による不在者投票制度が利用できますので、区選挙管理委員会で必要な手続きを行ってください。

郵便等で投票できる方は？

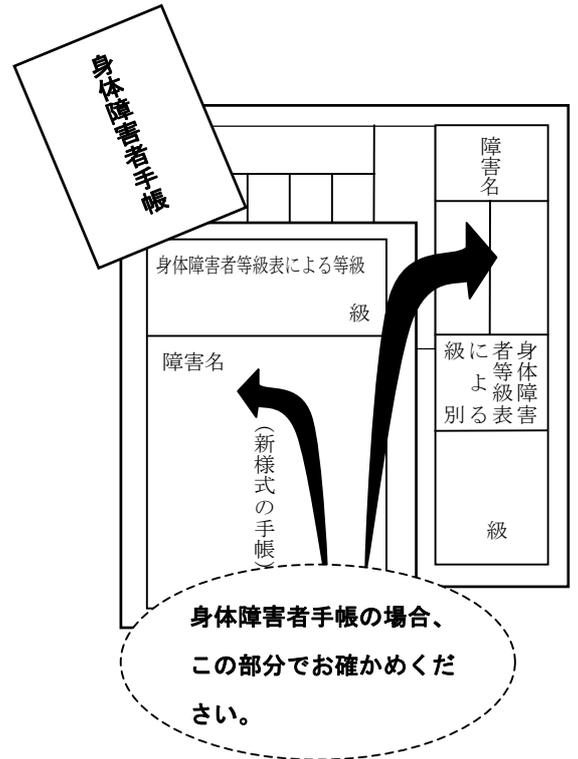
身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている方で、次の障害のある方（○印の該当者）及び介護保険の状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体障害者手帳の障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	○	○	○

戦傷病者手帳の障害名	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

介護保険の被保険者証の要介護状態区分
「要介護5」 である旨が記載されていること

- 注1 手帳に記載の障害名が複雑でその記載のみでは該当するかどうか不明なときは、区選挙管理委員会に問い合わせてください。
- 注2 郵便等による不在者投票では、点字による投票はできませんので、「代理記載制度」を利用してください。なお、点字による投票を希望される方は、投票所又は期日前投票所で投票してください。



あらかじめ証明書の交付を受けてください

郵便等による不在者投票をするには、あらかじめ **郵便等投票証明書** の交付を受ける必要があります。

また、郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、

①身体障害者手帳の上肢又は視覚の1級 若しくは ②戦傷病者手帳の上肢又は視覚の特別項症から第2項症までに該当している方は、**代理記載制度を利用できます。**

なお、代理記載制度の利用を希望される場合、別途、手続きを行っていただく必要があります。

郵便等投票証明書の交付申請や代理記載制度の手続きは、選挙の有無にかかわらず、いつでもできます。

なお、証明書の有効期限は7年間です。(期限満了後は、更新手続きが必要です。)

ただし、介護保険「要介護5」と認定された方については、証明書の有効期限が、介護保険被保険者証の「認定の有効期間」の最終日までとなります。

市外へ転出された方は、再度手続きをしてください

郵便等投票証明書の交付を受けている方が、市外へ転出された場合は、新しい市区町村の選挙管理委員会に、改めて証明書交付の手続きをしてください。

【市内で転居された場合は、手続きの必要はありません。】

【裏面に手続等を記載しています。】

問い合わせは各区選挙管理委員会（各区役所内）へ**

中区 ☎504-2544

南区 ☎250-8934

安佐南区 ☎831-4927

安芸区 ☎821-4903

東区 ☎568-7703

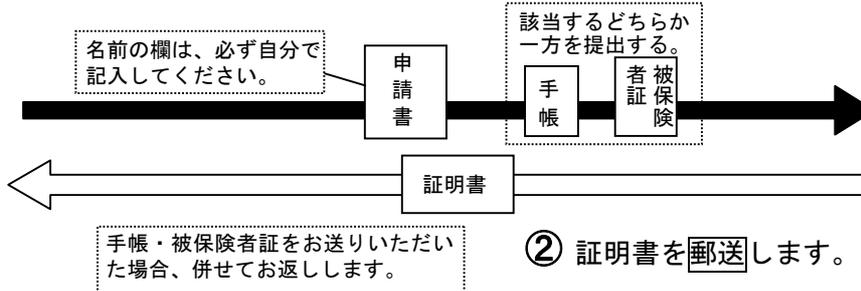
西区 ☎532-0925

安佐北区 ☎819-3959

佐伯区 ☎943-9753

証明書交付の手続

- ① 「郵便等投票証明書交付申請書」に記入し、身体障害者手帳（又は戦傷病者手帳）又は介護保険の被保険者証とともに区選挙管理委員会へ提出してください。（申請書の用紙は、区選挙管理委員会に御請求ください。）

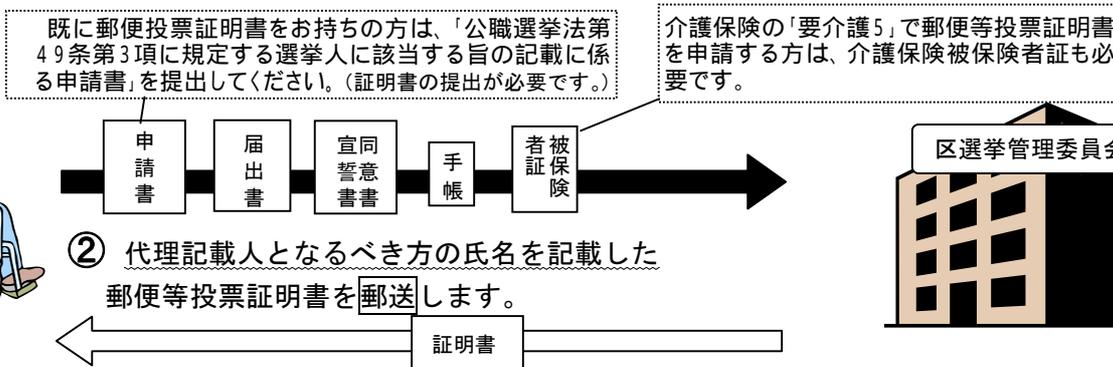
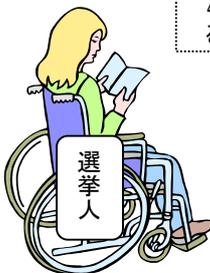
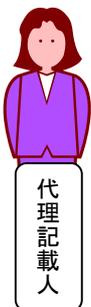


- ② 証明書を郵送します。

代理記載制度が利用できる場合の手続について

（郵便等投票証明書と同時に申請する場合）

- ① 「郵便等投票証明書交付申請書(代理記載用)」（選挙人の署名不要）、「代理記載人となるべき者の届出書」（選挙人の署名不要）、代理記載人となる方の「同意書・宣誓書」（代理記載人の署名要）を身体障害者手帳（又は戦傷病者手帳）又は介護保険の被保険者証とともに区選挙管理委員会へ提出してください。（郵送等による提出も可）



投票の仕方

- ① 選挙が行われる前に、その都度「不在者投票請求書」を郵送します。

- ② 投票する方は、請求書に記入（署名必要）し、郵便等投票証明書と一緒に区選挙管理委員会へ郵送等により送付(信書便でも可)する。

- ③ 投票用紙と内・外封筒を郵送します。（証明書はお返しします。）

- ④ 投票用紙に投票したい候補者名等を自ら選択して自書し、二重に封筒に入れた上で、外封筒に投票場所・月日・氏名を自書する。

- ⑤ 返信用封筒に入れ、区選挙管理委員会へ郵送等により送付(信書便でも可)する。

(※ 信書便とは、信書便法に基づく許可を受けた民間事業者による送達のことです。)

代理記載制度による投票の仕方

〔代理記載人が選挙人の指示した候補者以外のものを記載すると、法により罰せられます。〕

上記投票の仕方において、あらかじめ指定された代理記載人が選挙人の指示に基づき、②の請求書を記入・送付し、④の投票用紙等へ候補者名等を記載し、区選挙管理委員会へ郵送等により送付(信書便でも可)してください。

各種手続に不明な点がございましたら、各区選挙管理委員会へお問い合わせください。